

第12回岡山県都市計画審議会常務委員会

日時：平成24年8月30日（木） 午後2時～
場所：三光荘 3Fパブリゾン

第1号議案

(株)神掃社 産業廃棄物処理施設(笠岡市)の敷地の位置について

- 申請者:株式会社 神掃社
- 位置:笠岡市茂平字苦無1381番66
- 面積:11,065m²
- 用途:産業廃棄物破碎施設
- 経緯:当該施設は、平成19年に設置され、プラスチック類、木くず等、10種類の処理品目を対象としたリサイクル施設として稼働している。
今回、Co殻・As殻、がれき類、ガラスくず、陶磁器くずの破碎処理を行うため、廃棄物処理法による設置許可と建築基準法による建築許可を申請。

■追加処理施設(処理能力)

破碎施設①

- ・コンクリート殻、アスファルト殻(200t/日) >5t/日(許可対象)

破碎施設②

- ・がれき類(24.3t/日) >5t/日(許可対象)
- ・ガラスくず、陶磁器くず(16.4t/日) >5t/日(許可対象)

位置図



産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

1日あたりの処理能力が5トンを超えるものについては、

- ①廃棄物処理法第15条第1項による施設の設置許可
- ②都市計画決定または**建築基準法第51条によるただし書きの建築許可**が必要

●建築基準法第51条ただし書きについて

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場及び**産業廃棄物処理施設**等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築・増築は不可



- ・都市計画審議会において、「その敷地の位置が都市計画上支障がない」と認められたうえで、
特定行政庁が建築を許可した場合
- ・一定の規模(100t/日)以下で
新築・増築の場合 **は可能**

特定行政庁とは

建築基準法に基づき、建築確認・許可を行う地方自治体の長

●都市計画上の観点

①当施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合(土地利用・都市施設など)

- ・敷地及び周辺の用途地域の指定状況
- ・風致地区や景勝地の有無
- ・学校、病院、公園などとの位置関係

②都市環境への影響

- ・搬出入車両の増加に伴う交通への影響
- ・生活環境影響調査(廃棄物処理法第15条第3項)…大気質、騒音、振動、悪臭、水質

○建築基準法抜粋

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物**は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は**政令で定める規模の範囲内**において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物

○建築基準法施行令抜粋

第130条の2の2第2項イ

イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

○廃棄物処理法施行令抜粋

第7第1項8号の2

8号の2 第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又は**がれき類の破碎施設**であって、一日あたりの処理能力が5トンを超えるもの

■政令で定める規模の範囲内

○建築基準法施行令抜粋

第130条の2の3第3項ヌ

ヌ 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又は**がれき類の破碎施設100トン(一日あたり)**

都市計画上の観点

観点① 『 当施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合 』

- ・当該敷地は、笠岡都市計画区域(非線引き)内の工業専用地域
- ・増設する施設は都市計画道路 福山道路の予定地の外に設置される
- ・周囲に風致地区や景勝地はない。直近の住宅とは約200m、小学校とは約1.1km、運動公園とは約840m、病院とは約1.6km離れている。

⇒ **既存の都市計画との整合に問題なし**

観点② 『 都市環境への影響 』

- ・搬出入する運搬車両(10t)は延べ46台/日とわずか→ **搬出入による交通への影響は少ない**
- ・生活環境影響調査の結果

大気質	・散水による粉じんの飛散防止 ・運搬による沿道への影響は少ない
騒音	・直近の住宅が存する側の敷地境界における予測値は環境基準値を下回る(69.4dB < 70dB)
振動	・敷地境界での予測値は環境基準値を下回る(47.2dB < 65dB)
悪臭	・熱処理を行わないことから、悪臭が発生する可能性はない
水質	・場内散水程度であり、汚水が流出することはない

⇒ **都市環境への影響は問題なし**